

○栃木市建設工事等予定価格公表要綱

平成22年4月1日

告示第284号

改正 平成23年3月30日告示第92号

(題名改称)

平成23年10月28日告示第375号

(題名改称)

平成29年3月14日告示第61号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する工事をいう。以下同じ。）及び建設工事に関連する設計、調査、測量等の業務（以下「建設工事等」という。）に係る予定価格の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(平23告示92・平23告示375・一部改正・平29告示61・一部改正)

(公表の対象)

第2条 予定価格の公表の対象は、競争入札により契約を締結する建設工事等とする。

(平23告示375・一部改正)

(予定価格の公表)

第3条 予定価格は、建設工事等の件名及び入札執行日とあわせて公表するものとする。

(平23告示375・全改)

(事前公表)

第4条 予定価格の公表は、入札の執行前に行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平23告示375・全改)

(公表の方法)

第5条 予定価格を公表する方法は、条件付き一般競争入札にあつては公告により、指名競争入札にあつては指名通知書に当該入札の予定価格を記載することにより行うものとする。

(平23告示375・全改)

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第92号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第375号）

この告示は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第61号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。